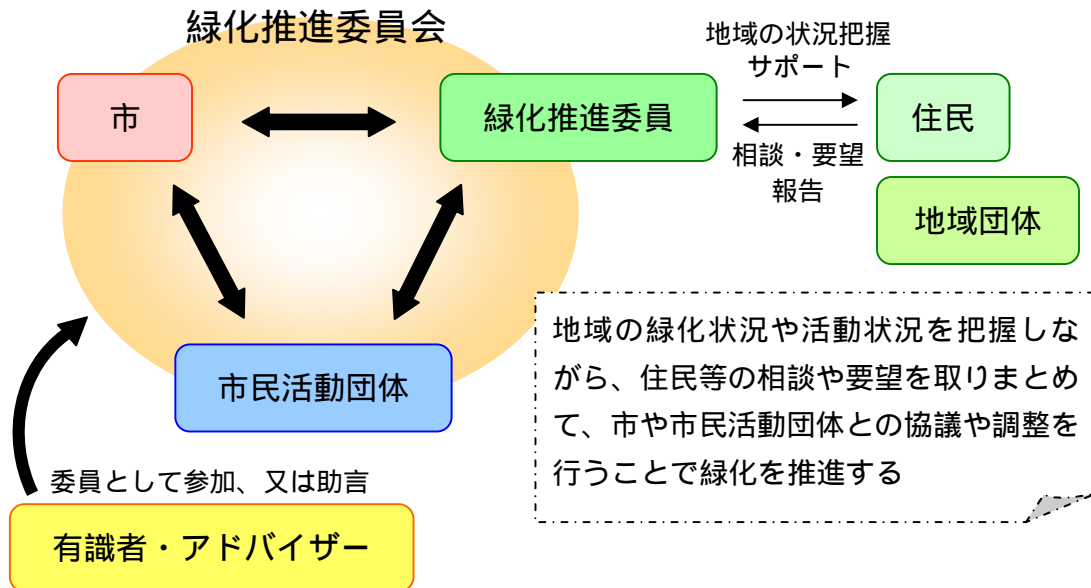


(仮称)緑化推進委員制度の検討

市民協働を推進するにあたり、市との連携や各地区の緑化状況を把握・推進する(仮称)緑化推進委員の設置を検討していきます。



【参考】

スポーツ推進委員

スポーツ基本法第32条に基づき、地区におけるスポーツ行事の企画・運営や、市行事への協力、スポーツの実技指導等を行うことで、地区の住民の中心となってスポーツを推進する委員です。

- ・市内5ブロック・24地区で200名を定数とし、地区連絡協議会の推薦に基づき、船橋市教育委員会が委嘱する。
- ・非常勤特別職の公務員であり、任期は2年、報酬は年額38,000円。

廃棄物減量等推進員(クリーン船橋530推進員)

「地球的規模で考え、足元から行動する」を理念とした市民参加型のごみ減量、リサイクルシステムを作るため、資源分別回収推進や不法投棄防止等の地域環境の美化を実施する、24地区ごとに設置される委員です。

- ・市内24地区で630名、地区連絡協議会からの届け出により、市長が委嘱する。
- ・任期は2年で、報酬はなし。

三鷹市市民緑化推進委員会

市と市民の協働により緑豊かなまちづくりの推進の為に設置される委員会で、緑に関する知識普及や花いっぱい運動の推進方法等を検討し、推進する。

- ・住民協議会や緑化団体からの推薦、樹木等の有識者を含む30人以内で組織される。
- ・任期は2年で、年4回会議を開催。(会議開催毎に報酬を支払)